参考資料２

和歌山県地域医療構想（有田保健医療圏構想区域）調整会議 設置要綱

（設置及び名称）

第１条　和歌山県地域医療構想（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第３０条の４第２項第７号の規定に基づき和歌山県が策定した地域医療構想をいう。以下同じ。）の達成を推進するために必要な協議を行うため、同法第３０条の１４第１項に定める「協議の場」として、和歌山県地域医療構想（有田保健医療圏構想区域）調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　調整会議は、次に掲げる事項について協議する。

（１）地域の医療機関が担うべき病床機能に関すること

（２）病床機能報告制度に基づく情報の共有等に関すること

（３）地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第６４号）第４条の規定に基づく県計画に盛り込む事業に関すること

（４）その他、和歌山県地域医療構想の達成を推進するために必要な協議事項

（５）外来医療に係る医療提供体制を確保するために必要な事項

（調整会議の組織及び委員）

第３条　調整会議は、関係行政機関、医療関係団体、関係医療機関等（別表）から選出された委員をもって構成する。

（議長及び副議長）

第４条　調整会議に、議長を置く。

２　議長には、和歌山県湯浅保健所長があたる。

３　議長は、会務を総理し、調整会議を代表する。

４　議長は、必要があるときは、調整会議に諮って副議長を置くことができる。

５　副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第５条　調整会議は、議長が招集する。

２　議長は、調整会議における協議をより効果的・効率的に進める観点から、調整会議の議事等に応じて出席を求める委員（以下「出席依頼委員」という。）を柔軟に選定することができる。

３　調整会議は、出席依頼委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

４　議長は、委員の代理出席を認めることができる。

５　調整会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

６　議長は、上記の委員のほか、必要があるときは委員以外の者を会議に出席させることができる。

７　議長は、必要と認める場合には、委員（又は第２項の規定による出席依頼委員）に対して書面又は電磁的方法により賛否を求め、その回答をもって、会議の開催に代えることができる。

第６条　専門の事項を調査審議させるため、議長が必要と認めるときは、調整会議に部会を置くことができる。

（庶務）

第７条　調整会議の庶務は、和歌山県湯浅保健所において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が別途定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成２８年９月８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年３月２日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年　３月２５日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年１２月１６日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年３月５日から施行する。

和歌山県地域医療構想（有田医療圏構想区域）調整会議（別表）

	構成機関名
1	有田市医師会
2	有田医師会
3	有田歯科医師会
4	有田薬剤師会
5	和歌山県看護協会有田地区支部
6	有田市立病院
7	社会福祉法人恩賜財団　済生会有田病院
8	医療法人たちばな会　西岡病院
9	医療法人千徳会　桜ヶ丘病院
10	医療法人明美会　有田南病院
11	和歌山県立こころの医療センター
12	全国健康保険協会和歌山支部
13	医療法人大和会　土屋クリニック
14	医療法人社団マザー・キー　ファミール産院ありだ
15	有田市
16	湯浅町
17	広川町
18	有田川町
19	湯浅保健所